

令和8年熊本地震の発生を受けた対応について(要請)Q&A

令和8年9月
産業保安・安全グループ
ガス安全室

令和8年9月11日に発出した「令和8年熊本地震の発生を受けた対応について(要請)」に関して、関係者の皆さまから寄せられた主なご質問について、Q&A 形式で整理しています。

事故原因の詳細は調査中ですが、ガス事業者におかれましては、建築物の所有者等の関係者と適切なコミュニケーションを図りながら、保安の確保に万全を期されるようお願いいたします。

Q1

この要請はガス関連法令に基づく義務ですか。

A. 本要請は、令和8年熊本地震により、熊本県内の商業施設において、大規模な爆発事故が発生したことを踏まえ、第一種保安物件(学校・病院・劇場・百貨店・駅・ホテル等 不特定多数の者が利用する建物)において、ガスの滞留が生じる場合においても、不特定多数の者の避難が確実に行われるよう、各事業者において自主的な取組をお願いするものです。ガス関連法令に基づく義務を伴うものではありません。

Q2

対象となる施設はどのような施設ですか。

A. 本要請は、不特定多数の者が出入りする第一種保安物件(学校・病院・劇場・百貨店・駅・ホテル等 不特定多数の者が利用する建物)を対象としています。ただし、第一種保安物件以外の所有者等からの要請がある場合には、この限りではありません。

Q3

どのような場所へのガス漏れ警報器等の設置を要請していますか。

A. 地震で建物が損傷し、ガス管が破損する場合には、天井や壁等からガスが流入し、ガス消費機器がない場所であってもガスが滞留するおそれがあることから、ガス管の貫通部や接合部(溶接以外)など損傷リスクの高い箇所の近傍にある、ガスが滞留するおそれがある場所への設置を要請するものです。

Q4

「ガスが滞留するおそれがある場所」とはどのような場所ですか。

A. 「ガスが滞留するおそれがある場所」は、建築物の構造などにより異なりますが、例えば周囲の設備の配置状況、ガス又は液化ガスの性状、通風・換気状況等について考慮したうえで、個別に判断していただくことを想定しています。

Q5

「ガス漏れ警報器等」を設置できない場合はどうしたらよいですか。

A. 建築物の構造上の制約等により、ガス漏れ警報器等を設置することが難しい場合には、ガス事業者におかれましては、建築物の所有者等の関係者と適切なコミュニケーションを図りながら、不特定多数の者の避難が確実に行われる対策、ガス漏れがなく安全が確認されるまでの再入場の禁止その他の事故防止・リスク軽減措置を自主的かつ速やかに実施していただくよう周知をお願いします。

なお、本周知に当たっては、LP ガス販売事業者におかれましては、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 27 条」において記載されている一般消費者等への周知事項(緊急の措置及び連絡に関する事項)(下記参考参照)についても留意をお願いします。

(参考)

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 27 条(抄)

法第 27 条第 1 項第三号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

5 ガス漏れを感知した場合その他液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に一般消費者等のとるべき緊急の措置及び液化石油ガス販売事業者又は保安機関に対する連絡に関する事項

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について(抄)

別添4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について

第 27 条(周知の内容)関係(抜粋)

(1) ガス漏れを感知した場合は、次の手順で対処すること。

- ① タバコの火等現に使用中の火気を消火すること。
- ② 電気のスイッチを入れる等発火の原因となる行為をしないこと。
- ③ 窓を開けること。
- ④ 元栓が開栓している場合は閉栓すること。
- ⑤ 液化石油ガス販売事業者又は保安機関にガス漏れのおそれがある旨連絡し、点検を受けるまでは、ガスを使用しないようにすること。
- ⑥ 業務用施設にあつては、直ちに客等を安全な場所へ誘導し、避難させること。

(2) 地震の場合には、使用中のガスの使用を中止し、器具栓及び元栓を閉栓するとともに、揺れの大きい地震の場合は、揺れが収まった後にバルブを閉じること。

(3) 風水害時にはボンベが転倒又は流出しないような措置を講ずること。

(4) 保安機関又は液化石油ガス販売事業者に緊急連絡する場合には、連絡者の住所、氏名及びガス漏れの箇所等災害の発生のおそれがある事実を通報すること。

Q6

ガス漏れ警報器等を速やかに設置することが難しい場合に実施すべき「その他の事故防止・リスク軽減措置」にはどのようなものがありますか。

A. 例として、

- ・ガス漏れ警報器等がないことを前提とした、災害時の避難計画の再点検・見直し
 - ・ガスが滞留するおそれがある場所における自然換気機能の改善
 - ・ガスが滞留するおそれがある場所における強制換気装置の設置
- などが考えられます。

Q7

「ガス漏れ警報器等」とありますが、どのような機器をどのように設置することを想定していますか。

A. 今回の要請は、被害の抑制を目的としたものです。かかる観点から、今回設置を要請している「ガス漏れ警報器等」はガス漏れ警報器及びガス漏れ検知器を想定しており、そのいずれを採用するかは、防災センターの有無等の管理体制や、施設内の放送設備の有無等を踏まえ、建築物の所有者等の関係者がガス事業者との相談の上、適切に判断していただくものと考えています。

Q8

ガス漏れ警報器等の購入費や設置費用、機器交換費用(一般に有効期限は5年程度)の負担はどのように協議・調整すべきですか。

A. 本要請に基づくガス漏れ警報器等の設置はガス関連法令上の義務ではないため、購入費や設置費用、機器交換費用の負担についてガス関連法令上の定めはありません。このため、受益者負担の原則の下、費用負担の方法については、ガス事業者、建築物の所有者等の関係者において協議・調整をお願いします。

なお、LPガス販売事業者がガス漏れ警報器等の料金を建築物の所有者等に液化石油ガスの販売契約上の料金として請求する場合、一義的には設備料金に含むこととしますが、供給設備や設備点検等の固定的な費用と同様に基本料金に含めることも差し支えありません。

Q9

今回の要請を受けて設置したガス漏れ警報器等は、ガス関連法令における、点検・調査の対象に含まれることになりますか。

A. 今回の要請はガス関連法令における、法的な義務ではありません。よって、今回設置したガス漏れ警報器等の維持管理については、関係者間の契約に基づき取り扱われるものと考えていま

す。

Q10

本要請の実施期限はいつまでですか。

A. 今回の要請は、被害の抑制を目的としたものです。このため、実施期限を設けていませんが、消費者等の方に安心してガス利用を継続していただけるよう、自主的かつ速やかな対応をお願いするものです。

(注)ガス関連法令:「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」、「ガス事業法」並びにこれらに基づく政令、省令その他の関係法令をいう。